

宇和島市浄化槽設置整備事業補助金申請の注意点

次の注意点をご確認いただき、ご提出ください。

1. 提出時期について

- 申請は、申請書に記入した着手予定年月日より前に提出してください。
- 申請書提出後に、補助金交付決定がされますが、交付決定前に着工は絶対しないでください。
交付決定前に着工した場合は、補助金の対象外となります。
- 変更（中止・廃止）承認申請書は、事業計画に変更が生じた場合、速やかに提出してください。
- 着手届は着手後、速やかに提出してください。
- 実績報告書は工事が完了した日から1か月以内または令和9年2月28日のいずれか早い日までに提出してください。

2. 着手・完了予定日について

- 申請書の着手予定年月日と完了予定年月日は、工事請負契約書の工事期間内で記入してください。
- 予定日が変更になる場合は、別途、変更承認申請書を提出してください。

3. 複写又は写しの書類について

- 原本に日付が記入してあるかご確認ください。
- 工事完了年月日は使用開始報告書の使用開始年月日と同一にしてください。

4. 写真について

- 交付決定前の工事着工を防ぐため、着工前写真は、交付決定通知書に記載されている交付決定番号を記入した黒板等と一緒に撮影してください。なお、後付けが可能な電子看板は不可とします。
- 工事完了写真は家屋の一部が写るようにしてください。未配管の状態では完了と認められません。
- 工事写真について、撮影日を確実に記入してください。（宅内配管工事、槽撤去工事でも同様）

5. 記名・押印、住所の確認について

- 申請者欄は記名（パソコン可）し、押印が必要な様式には押印して提出してください。
- 書類提出日における住所(住民票に記載されている住所)を記入してください。
住所異動が伴う場合は特にお気をつけください。

6. 補助金対象外について

- 交付決定前に着工した場合。
- 店舗兼住宅は面積の過半数が店舗部分であった場合。
- 令和8年4月1日～令和9年2月28日の間に工事着手と完了ができない場合。
- 建売住宅である場合、販売及び賃貸の目的で浄化槽付専用住宅を建築（改築）する場合。
- 国、地方公共団体等から、この補助金以外の補助金等を受けて浄化槽を設置する場合。
- 公共事業により補償を受けて浄化槽を新設する場合。 ○汚水処理人口増加に繋がらない場合。

7. 令和9年2月28日までに工事完了ができなくなった場合

- 完了できないと判明したら宇和島市役所又は各支所まで辞退届を提出してください。
早急にご提出いただけない場合は、他に迷惑がかかるばかりか、自身も今後は補助申請の受付が出来ない場合があります。

8. 浄化槽の設置前、設置後について

- 浄化槽設置に際しては、放流先管理者に確認をとるようにしてください。
- 浄化槽の管理者には、浄化槽法第11条で定められた法定検査を受ける義務が定められています。
補助金申請時に誓約いただいたとおり、年1回の法定検査の実施をお願いします。